

新型コロナウイルス感染症によりお客さまが影響を受けられた場合の特別措置について

新型コロナウイルス感染症により影響（※1）を受けられたお客さまには、全国一律で以下の特別措置を実施します。

（※1）お客さまが新型コロナウイルスに感染したといった直接的な影響だけでなく、感染疑義（感染者との濃厚接触）に伴い自宅待機される場合や感染防止を目的として代理店との対面をご希望されない場合、ご契約の代理店が休業や業務縮小、対面募集を自粛している場合などにより、通常のご契約手続きが困難となるような間接的な影響を受けられた場合を含みます。

◇継続契約の締結手続の猶予

特別措置の開始日（2021年4月26日）から最長2か月後の末日（2021年6月30日）までに満期日が到来するご契約の継続手続きは、満期日を過ぎた後でも特別措置適用日から**2か月後の末日（2021年6月30日）**までに手続きをいただければ、ご契約が継続されたものとしてお取扱いさせていただきます。

◇保険料払込の猶予

特別措置の開始日（2021年4月26日）から最長2か月後の末日（2021年6月30日）にお支払いが必要な保険料は、特別措置適用日から**2か月後の末日（2021年6月30日）**までを限度にお支払いを延期することが可能です。

本措置の適用をご希望のお客さまは、ご契約の取扱代理店、または弊社ホームページのお問い合わせフォームよりお問い合わせください。

弊社は新型コロナウイルス拡大の抑制をはかるため、出社人数を制限して業務を行っております。お客さまには、ご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解いただけますようお願いいたします。

特別措置に関するお問合せ先

<https://www8.hitachi.co.jp/inquiry/hitachi-capital/SP/general/form.jsp>

以上